

地域の活性化などに取組む団体を補助

パートナーシップ助成補助金 最大50万円

地域の活性化や課題解決に向けた自主的な活動に補助金を交付します。金額は最大50万円です。市民協働によるまちづくり推進協議会で審査し補助する事業を決定します。

生涯学習課
☎992-3800



補助対象事業は市民協働の推進 まちづくりに必要な事業など

次のいずれかに該当する事業が対象です。

- ①市民の方の提案によるもので、市民協働の推進とまちづくりに必要と認める事業
- ②課題解決のために市民の方の協力が必要なもので、行政と協働して実施する事業

※次のいずれかに該当する事業は、補助の対象外です。

- ・市の類似する補助制度の適用を受けているもの
- ・他の団体を補助する事業
- ・事業の効果が特定の個人や団体のみにおよぶもの
- ・団体の管理する施設や設備などの修繕、改造など
- ・団体の組織運営のためのもの
- ・宗教的または政治的宣伝の意図のあるもの
- ・補助することが適当でないと市長が認めるもの

補助対象団体は市内の団体

次の全てに該当する団体が対象です。

- ①構成員が5人以上で、その過半数が市内に住んでいるか、通勤・通学している団体
- ②市内に活動拠点があり、市内で活動している団体



補助対象経費は事業実施に直接必要な経費

補助対象の事業を実施するのに直接必要な経費を補助します。次の経費は補助の対象となりません。

- ①団体の経常的な運営維持管理費
- ②団体の構成員に対する人件費、謝礼、会食費（活動中の水分補給と軽食の費用は除く）、交通費、宿泊費
- ③単価が5万円を超える備品購入費

補助期間は1年間

補助期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までです。ただし、継続が必要な場合は、3年を限度として補助を継続できます。審査は毎年行われます。

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|------------|---------|----------|
| 125,000円未満 | 10/10以内 | 100,000円 |
| 125,000円以上 | 4/5以内 | 500,000円 |

申請→審査→決定

補助金の交付を希望する団体の方は、生涯学習課にある申請書や概要書などに必要事項を記入し、お申し込みください。申請のあった事業を、市民協働によるまちづくり推進協議会で審査します。申請や相談は随時受け付けています。

昨年度に行われた事業

- 観光ボランティアガイド
- 障がい者スポーツ振興事業
- 農作業を通じた交流
- わらうのん in すその
- 飼い主のいないネコ対策
- 裾コン in 岩波
- 堰原散歩
- 深良用水まつり